

施策推進方針策定前の主な取組

- 吹田市動画配信チャンネル(YouTube)に手話言語等促進条例の啓発動画を公開。
- 条例施行を告知するカラー刷りチラシの配付
(吹田聴言障害者協会_90部、
大学連携推進協議会_80部、
小学校難聴学級_200部、
中学校難聴学級_550部、その他)
- 『手話言語等普及担当会議』の立上げ
庁内での手話の普及を図るため、福祉部及び窓口職場の職員を対象に、初歩的な手話の研修を実施する。会議は、普段から手話サークルで活動する等、手話に精通する職員で組織し、対面研修の講師を担う他、研修動画の作成・配信等を行う。

意思疎通支援に関連する主な法律等

■平成18年(2006年) 『障害者の権利に関する条約』

国連総会で採択（日本は平成26年（2014年）批准）。「手話は言語である」と定義され、手話が言語として国際的に認知される。

■平成23年(2011年) 障害者基本法改正

意思疎通手段に係る選択機会の確保、社会的障壁の除去（合理的配慮）が明記される。

■平成24年(2012年) 障害者総合支援法施行

意思疎通支援は、地域生活支援事業の一つに位置付けられ、手話通訳者や要約筆記者を派遣する等、コミュニケーションの円滑化について規定。手話講習会（入門・会話コース）も地域生活支援事業として通年で実施。

■平成28年(2016年) 障害者差別解消法施行

障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止、社会的障壁の除去（合理的配慮）を怠ることによる権利侵害の防止など。

■令和元年（2019年） 読書バリアフリー法施行

障がいの有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律。

■令和4年（2022年） 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行

障がい者の情報取得・利用・意思疎通支援に係る施策の基本理念について規定。

障がいの種類・程度に応じた手段の選択、障がい者が障がい者でない者と同一の情報を同一の時点で取得、情報取得に資する機器の開発・普及促進（デジタル社会）など。